

〈史料紹介〉

奇特者御賞賜一件

岩城卓二

ここに紹介する史料は、天保九年（一八三八）から翌十年にかけて、大森代官岩田鋏三郎が幕府勘定所に対して、窮民対策に尽力した支配下領民への賞賜を願い出た一件に関わる史料三点で、大森代官所の掛屋を務めた熊谷家文書に残されていたものである。

賞賜の対象となったのは、熊谷家のとときの当主である三左衛門の他に、鹿足郡畑ヶ迫村銅山師堀藤十郎、大田南村年寄与吉郎、備後国甲怒郡上下村百姓八郎右衛門のあわせて四人と、波積南村庄屋源左衛門等八九人である。

○

関ヶ原合戦後、石見国は大きくは石見銀山を中心とする東部が幕府領、西部が浜田藩領と津和野藩領で占められている。

この幕府領を支配するために設けられたのが邇摩郡大森代官所（陣屋）である。

幕府領の代官は勘定奉行支配に属する。役高一五〇俵で、旗本の役職としては最下層に位置し、近世中後期から幕末期にかけては家禄一〇〇俵以下の低禄者が登用されることも多かった。代官所には代々世襲する代官が支配する場所と、異動してくる代官が支配する場所があったが、大森代官所は後者で、代官は短ければ一、二年、長くても八、九年程度で交代している。

奇特者賞賜を理解する上で重要な人物は代官根本善左衛門である。

善左衛門は勘定所勤めを経て、文政十三年（一八三〇）一月、大森代官に就く。大森代官は初めて代官に就いた者が赴任する事が多く、根本も初めての代官職であった。

根本の大森代官時代は天保の飢饉に襲われ、関東・東北農村は大きな被害を受け、その影響で米価は高騰し、幕府領年貢は厳しい取立となった。そのため窮民は一層苦しい事態に追い込まれたが、根本は年貢軽減に尽力し、伯耆で米三千石を買い付けて支配下の難村に貸し渡すなど、さまざまな対策を講じた。

代官には代官職として全国を異動し、生涯を終える者もいたが、根本は出世コースに乗り、大森から大坂鈴木町代官に異動する。大坂は幕府西国支配の拠点であり、この代官には代官経験者が就くことが一般的であった。大森代官から大坂代官に異動したのは、享保年間の布施弥一郎以来で、栄転といつてよかる。その理由として考えられるのは、天保飢饉下での迅速、かつ有効な対策をとったことだと思われ、史料1にはその具体的な施策が記されている。

大坂に異動した根本はさらに実績を積んだのであろう。天保九年に勘定吟味役へと出世する。そして根本の次の代官岸本武大夫が一年で交代した後には赴任したのが岩田鋏三郎で、奇特者御賞賜が許可されるうえで勘定吟味役根本には大きな期待が寄せられていた。それが知られるのが、史料2・3である。

代官には任地と江戸で、職務を補佐する手附・手代といった役人が仕える。

天保年間の大森代官には石見と江戸にそれぞれ七〜一〇人、出張陣屋がある備後上下に四人程度の手附・手代があり、彼らが地方、つまり村々の

支配の実務担当した。

大森代官にはこれ以外に石見銀山支配を担う銀山付役人・同心・中間など八〇人近くが附属した。この者たちは代々大森に居住し、銀山支配に関わった。

奇特者御賞賜には、根本代官時代、大森代官所役人として赴任し、その後大坂鈴木町に異動し、勘定所役人に登用されていた水野正大夫という役人が関わっていた。史料2・3の作成者は同人である。奇特者御賞賜が願い出られた背景には、元代官根本と元代官所役人水野が、その許認可を握る勘定所に勤務していたことがあった。

大森代官の支配高は何度か変更されるが、天保九年には七万八〇〇〇石ほどを支配した。数年で交代を繰り返す代官と、わずかな役人にもかかわらず、数万石にも及ぶ幕府領が支配できていたのは、代官所在地(陣屋元)に居住し、公務出張者の宿、訴訟の手助け、書類の作成、触の通達、年貢銀の出納などを担った郷宿・用達・掛屋といった御用請負人の力に依るところが大きかった。

このうち掛屋は幕府領年貢をはじめ公金の出納を主な仕事とする。幕府領支配を理解する上で、その職責の大きさをから掛屋の位置づけは不可欠であるが、これまでの代官所・幕府領の研究では十分な位置づけがなされてこなかった。

残念ながら熊谷家文書には掛屋の仕事に関わって作成されたであろう帳簿などがあまり残されていないが、奇特者御賞賜は代官、役人、御用請負人という代官所支配の担い手の関係に迫ることができる出来事である。

○

熊谷家の家系はやや複雑で、享保十四年(一七二九)に大森の高橋家が熊谷家の家系を引き継ぎ、以後熊谷姓を名乗る。熊谷家文書は寛政十二年(一八〇〇)の火災によってそれ以前の史料の多くが焼失したと思われることから、一七世紀の熊谷家、高橋家が熊谷家の家系を引き継ぐ経緯などはつきりしないところもあるが、一九世紀初頭に作成されたと思われる由緒書・系図からは次のようなことがわかる。

熊谷家は一の谷合戦で平敦盛を討つたことで知られる熊谷直実の系譜に連なるとされる。戦国時代には安芸国可部の城主熊谷伊豆守信直が毛利家に従い、天正十四年(一五八六)に信直の二男直政が毛利家が支配する石見銀山で山奉行を務める。

関ヶ原合戦で石見銀山は幕府領となったため、毛利家家中は長門萩に移る。直政はそのまま大森に残ったのか、あるいは一旦萩へ移住した後大森に戻ったのか、このあたりがはつきりしないが、慶長年間には大森に定着し、山方稼ぎを家業とし、銀山数カ所を開発し、幕府の奉行大久保長安から山屋敷を三カ所与えられた。

続く義政の代には大久保長安に銀山地役人として召し抱えられ、八五俵を宛行われ、山方奉行を勤めた。

続く重政・直充も銀山地役人として町方奉行・目付役・普請役・地方役を勤めるが、直充が急死し、その子直員が幼年であったため地役人としての家督相続は認められなかった。地役人ではあるが、山方稼ぎは続け、大森町内にも抱屋敷を所持していたようで、幼い直員はこの抱屋敷に住居し、銀山地役人厚東家の養子となっていた直充の弟直澄が熊谷家に移り、その後見人となる。

しかし直員も若年死し、加えて石見銀山も往時の活況を失い熊谷家の身

代も厳しい状況におかれていた。そこで享保十四年(一七二九)熊谷家と縁がある大森の高橋三左衛門政周に熊谷家の家系、伝来の宝物、鉾山を譲り渡し、同人が改姓して熊谷を名乗ることになる。

高橋三左衛門家は先祖高橋次郎左衛門長重が戦国時代に合戦に敗れ、家は滅亡する。その一子は若狭小浜で成長し、天正年間に石見銀山周辺の有力者であった三島氏の婿となり、山方支配の長役を務める。嫡男次郎兵衛住長は大久保長安から銀山町支配老中役を命じられ、銀山奉行竹村丹後守時代には四〇俵で召し抱えられ、大森の田儀屋敷に入り、目付役を勤める。

石見銀山が開発されるうえで博多商人神屋寿禎が大きな役割を果たしたことはよく知られている。由緒書によると、この寿禎と協力して開発を進めたのが出雲神門郡田儀に住居する三島清右衛門で、その末子が天文年間に大森に分家して田儀を屋号として三代続くが、元和年間に家系は絶える。高橋次郎兵衛は、その後、この田儀の屋敷に入ったものと思われる。

高橋家は住長の子である忠左衛門住正が銀山奉行の家老役・町方支配、住正の子三左衛門住方が町方支配の長役を勤め、元禄年間に銀山師を仰せ付けられる。

この三左衛門住方に実子がなかったため熊谷家の家筋から養子を迎える。それが三左衛門直住で、熊谷家の家系を相続するのはこの縁があったゆえであろう。元禄九年(一六九六)のことである。

熊谷家は享保年間に相続する直住の弟六左衛門政信の時代に町年寄役・銀山師に加えて掛屋を務めるようになる。さらに元文四年(一七三九)に相続する起右衛門直芳の代からは郷宿も務め、銀改めを行う掛屋であることを理由に延享四年(一七四七)以降、苗字を用いるようになる。そして一八世紀末の民右衛門直忠の時代には御陣屋用達も命じられた。

一七世紀の熊谷家については史料が失われていることから判然としないうが、一八世紀以降については由緒書・系図に記載されるように、銀山師、町役人、掛屋・郷宿・御陣屋用達を務め、経済、町政、幕府領支配に大きな影響力を持つ地域を代表する有力者であったことは間違いない。

熊谷家は民右衛門時代の一八世紀末、御用請負人としての地位をめぐって、他の郷宿や、これに追隨する郡中村々と激しく対立した。

天保六年、但馬出石藩仙石騒動に関わって、老中として幕府の実権を握っていた石見浜田藩主松平康任が失脚し、陸奥棚倉へ所替となる。松平家に多額の貸し付けをしていた熊谷家や史料1に登場する堀藤十郎家は貸し倒れによる家存亡の重大な危機に直面し、その回収に奔走した。両家は何とか危機を乗り切るが、回収に失敗し、退転する者もいた。加えて竹島密貿易事件が発覚し、天保六年からしばらくの間、石見は大きく揺れ動き、地域社会の勢力図が塗り変わったと思われる。

奇特者御賞賜が願い出られた天保九〇十年とはそういう時代であった。

○

史料1は天保九年二月、代官岩田鋏三郎が幕府勘定所に賞賜を願い出た書付四通の写しで、最初が熊谷三左衛門と堀藤十郎の賞賜を願い出た書付である。

この史料1は、次の二点で注目される。

第一点目は、大森代官所幕府領支配における地域社会のあり方が窺えることである。

代官岩田鋏三郎が熊谷三左衛門の賞賜を願い出た書付からは、石見でも大きな被害をもたらした天保の飢饉にあつて、同人が積極的に窮民対策に乗り出したことが知られる。熊谷家文書からではよくわからない地域社会

における同家の具体的な活動がわかる点で貴重であろう。

熊谷三左衛門とともに賞賜を願い出られた石見国鹿足郡畑ヶ迫村の銅山師堀藤十郎家は、おそらく熊谷家を凌ぐ富豪で、天明の飢饉以来、窮民対策において大きな貢献をしてきたことがわかる。地方史料をはじめ他史料との突き合わせが必要であるが、賞賜の理由としてあげられるのは熊谷三左衛門は天保の飢饉における貢献であるのに対して、堀藤十郎は天明の飢饉からの貢献で、その規模も大きいように思われる。

続く安濃郡大田南村年寄与吉郎と備後国甲怒郡上下村の百姓八郎右衛門への賞賜が願い出られる書付からも、兩人の窮民対策での貢献がわかる。大田南村は町場化し、与吉郎は豆腐屋を家号とする商人として、熊谷家文書にもしばしば登場する。また備後国上下は、大森代官所の出張陣屋が設けられていた陣屋元であった。

四人が関わった窮民対策からは、今後、天明飢饉や天保飢饉下の石見農村を検討するためには、どのような史料や事実に着目すればよいのかという手がかりだけでなく、大森代官所幕府領の有力者の位置と役割を考えるヒントも与えてくれる。すなわち、陣屋元である大森町、同じく備後上下、町場化した大田南村の有力者、そして津和野藩領に囲まれ、飛び地領のような畑ヶ迫村の銅山師堀家という四つの核の存在である。

賞賜は、熊谷三左衛門が帯刀御免、堀藤十郎が苗字帯刀御免、与吉郎と八右衛門が苗字御免である。熊谷三左衛門はすでに苗字を許されていたためこの賞賜が許されれば、熊谷と堀は苗字帯刀御免、与吉郎と八右衛門は苗字御免ということになる。

この格差がおそらく幕府領支配に果たす位置と役割の違いであり、四つ目の書付である「石見国波積南村源左衛門外八拾八人御褒美之儀奉願書

付」をあわせると、大森町の熊谷三左衛門と畑ヶ迫村の堀藤十郎を筆頭に、大田南村の与吉郎と上下の八右衛門がこれに続き、四つ目の書付に名を連ねる村々の有力者がその下に位置するという三層の有力者の存在が窺えよう。

今後、地方史料と付き合わせながらこうした見通しの可否が乱されていこうが、史料1は天保九年段階での大森代官所領有力者リストであり、石見幕府領研究にさまざまな示唆を与えてくれよう。

第二点目は、これが代官岩田鋏三郎が勘定所に願い出た史料であることから、奇特者御賞賜を願い出る代官の意図が知られることである。

飢饉など緊急の対策が必要な事態に直面した場合、江戸の勘定所に指示を仰いでいては迅速な対応ができず、村々で離散・退転が続出し、さらに「騒立候様成儀」にもなりかねない。それを回避する方法は「身元相応之もの共江差出来金」などを命じることであり、それは幕府の拝借金など財政出動を必要としない最善策である。それをひとつの仕組みとして確立するには尽力があった「身元相応之もの」たちを賞賜する必要がある。つまり奇特者御賞賜とは、幕府の財政負担をともない地域支配の方法と位置づけられていたのである。

飢饉などで窮民対策に尽力した地域の有力者に、苗字帯刀などの御賞賜が行われることは日本各地で広く確認できるが、地方史料からでは知られない支配者側の意図が知られるという点で、史料1の意義は大きいであろう。

先に述べたように、奇特者御賞賜が願い出られた天保九年とは、浜田藩所替によって家存亡の危機に直面した熊谷家・堀家をはじめ地域の有力者たちが、家存続のための方策を模索していた時期であった。そして天明年

間以来、飢饉が続発するなか幕府代官も対応に苦慮し、地域の有力者の活用と御賞賜に注目していた。

こうした両者の思惑が重なり合い、御賞賜が願い出られたのだと思われる。

○

史料1の記述から、根本善左衛門が勘定所に熊谷三左衛門の賞賜を願い出、時の老中松平周防守康任がこれを許可し、天保五年十二月、三左衛門は一代限苗字御免と白銀十枚を下賜されていたことがわかる。

明楽飛騨守は勘定奉行で、老中の許可をうけて同人が根本善左衛門に許可する旨を申し渡すという手順となる。熊谷家は浜田藩に多額の貸し付けをしていることから、このときの老中が浜田藩主であることにも興味が惹かれるが、根本は熊谷家が尽力した天保飢饉の対応によつて代官としての評価を高め、それが大坂代官への異動につながったものと思われる。

熊谷家にとつてもこの老中裁可による苗字帯刀御免は大きな意味を持った。

大森代官所管下では掛屋、銀山師、銅山師は苗字や旅帯刀を許され、三左衛門もすでに熊谷姓を名乗っていた。しかし代官が幕府勘定所に願い出、老中裁可という手続きを経て苗字を許されることはたいへんな名誉で、元代官所役人から三左衛門への手紙にも、大森代官所支配下の町人・百姓でこうした手続きを経て苗字を許されたのは由緒がある波多野家だけだ、と苗字御免を祝している。また代官所役人が三左衛門に手紙を認めるときは「田儀屋三左衛門」であったが、これ以降は「熊谷三左衛門」となっていることから、この苗字御免の意味の大きさが窺える。岩田鐵三郎の願い出はこれに続くものであった。

史料2・3は、この岩田の願い出の裏事情が知られる点で実に興味深い。

史料2・3は、大森代官根本善左衛門の役人であった雲菴Ⅱ水野正大夫が熊谷三左衛門に認めたものである。水野正大夫は大森代官所役人時代、熊谷三左衛門と親交を深め、同人が根本に従い大坂鈴木町代官所に異動してからも頻繁に手紙を遣り取りする間柄であった。

正大夫は鈴木町代官所の役人であった天保九年に勘定方普請役格に取り立てられ、この手紙を認めた時は江戸の勘定所に勤務していた。また代官根本善左衛門はこの当時、勘定吟味役に出世していた。

史料2は水野が大坂での川除普請検分を終えて江戸に帰った天保十年五月に認められたものと思われる手紙に同封されていた別紙で、手紙には三左衛門が依頼した「御心願一条」の件は承知したこと、及ばずながら実現に協力したいこと、「豆腐屋与吉郎のことも元県令Ⅱ根本善左衛門に話しておいたこと、詳しくは別紙に認めたことなどが記される。

この別紙が、「平安内密事」ではじまる史料2である。

この別紙によると、「御心願一条」とは凶作に際して尽力してきた三左衛門に対して「奇特之者御賞」がなされることで、三左衛門は正大夫にそれが実現するよう協力を求めた。そこで正大夫は根本善左衛門に相談したところ、組頭から上申があれば協力するが、勘定吟味役である自分から働きかけることはできない、と返答する。

正大夫はこの根本善左衛門の返答の意味が理解できるよう勘定所の仕組みを詳しく解説する。すなわち、勘定所は御殿勘定所と下御勘定所に分かれ、勘定奉行・吟味役は御殿勘定所に詰めている。「奇特のもの御賞」は下御勘定所に居る御取箇差出方掛の担当で、御取箇組頭がこれを勘定奉行・吟味役に上申し、さらに勘定奉行・吟味役が連名で老中へ進達し、御

祐筆所が調べた後、下知となる。根本は組頭より上申がないのに「上より誘引の事は何分出来兼」と、勘定所の組織上、働きかけは難しいといっているのだと説明した。

続けて正大夫は勘定所内に探りを入れて思案した事成就のための手順を提案する。大森代官岩田鋏三郎が何度も強く申立てれば御取箇差出方掛が動き上申する。そうすれば根本は承知済みのことなのですぐに老中へ進達となる。祐筆所は自分が駆け回れば何とか根回しできる。とにかく大森代官が強く、何度も申し出ることが肝要だ、と三左衛門に助言したのである。

史料3は天保九年か十年か確定できないが、史料2と同じく、勘定所での実現の根回しにふれられている。ここでふれられている反古になった岩田鋏三郎からの願書が、史料1であろう。

代官が勘定所に提出した史料1が、写しとはいえ熊谷家文書に残されているのは、一向に埒があかないことに業を煮やした熊谷三左衛門が、一体どのような願書を認めたのか確認しようとした。こうした想像もできよう。

写しとはいえ代官の願書という史料1だけでも貴重であるが、史料2・3のように、これほどまでリアルに勘定所での工作が知られる史料は希有で、とりわけ史料2は、これを認めた水野正大夫が「平安内密事」と記すように、熊谷三左衛門ほどの地域の有力者であっても容易には知ることができない勘定所での諸事決定の仕組みが知られる点で史料価値は極めて高い。

これら三点の史料は、幕府代官所や領主が地域社会の有力者の要望を取り入れながら支配を進めていたという昨今の地域社会論の議論を深める

上でも有効な史料となろう。

○

熊谷家文書には家の経営や、掛屋に関わる史料は少ないが、おそらく代官所で保管されていたと思われる訴訟関係文書がたくさん残されている。これもたいへん興味深い。ここで紹介した二点の手紙のように、熊谷家文書の意義はたくさんの手紙が残されているところにもある。手紙は代官所役人、浜田藩・津和野藩士、堀藤十郎をはじめ石見国内の有力者、大坂の掛屋等々、実に多様で、内容も豊かである。なお、本科研の成果として次の二点を予定している。

「掛屋になること」（『倉敷の歴史』、二〇〇九年三月刊行予定）。

「掛屋と代官所役人」（『人と身分の近世史』、二〇一〇年刊行予定）

また熊谷家文書に残される手紙から、これもたくさん残されている幕末期の政治・事件情報文書の蒐集の背景を明らかにする論稿を予定している。

史料1

目録番号2137

佐摩村熊谷三左衛門

石見国

苗字帯刀御免之儀奉願候書付

畑ヶ迫村堀藤十郎

私御代官所

石見国邇摩郡佐摩村之内

大森町年寄

熊谷三左衛門

右三左衛門儀、身元相応ニ相暮罷在候得共、飯ニも奢ケ間敷儀無之、專質素
儉約相守、都而善事已而心掛、居村者勿論近村々迄も常々窮民を勞り多分
之米金相施、其外品々奇特之取計仕候ニ付、先前支配根本善左衛門より御
褒美之儀取調申上候処、其身一代苗字御免、銀拾枚被下候旨松平周防守殿
被仰渡候段去ル午年十二月廿九日明樂飛驒守殿被仰渡候旨善左衛門より
申送有之、然ル処石見国之儀近来作方不宜、難渋いたし候もの共不少候ニ
付、居村并隣村之内窮民為救、右午年中三左衛門儀米拾五石・麦五拾石相
施并米直段地相場より格別引下壳遣候故間錢百貫文程施ニ相成、將又去ル
辰年隣村先市原村地内字椎木坂往還先年御普請後及大破、通路難相成諸人
難儀仕候ニ付、私支配所同国安濃郡大田南村年寄与吉郎与申合修復仕候節
も錢百貫文程差出、翌巳年之儀も違作ニ付夫食為足合蕨之根堀取、葛同様
制法いたし飢人を相救、右入用も錢八拾貫文程相掛、猶又去々申年之儀者
近来稀成凶作ニ而困窮之者共者当日之夫食ニも差支、追々及飢、葛・蕨之
根等堀取食物ニ仕相凌候得共次第二堀尽如何様ニも手段無之、極々難渋罷
在候ニ付村内極貧之もの江米五拾俵、麦五拾俵、塩五拾俵相施、其外居村
并近村之窮民江正錢ニ而相施、或者米穀下直ニ壳渡遣し候間損共都合錢三
千七百四貫文余施ニ相成、其上極貧之者者勿論乞食・非人等迄日々粥を焚
為給、窮民救方而已ニ精心尽し候儀ニ而、且私役所ニ而も窮民為救郡中身
元相応之者江差出金申付候処、右三左衛門儀も金三拾兩差出切ニ仕候ニ付
極難之者江貸渡、其外及飢渴候者共江近郷より米穀買入貸渡候節も代金之
儀当分繰替申付候処、早速差出候ニ付救方之取計も出来仕候儀ニ候而、扱
又私支配所同国邇摩郡之内大浦湊之儀船掛難相成場所ニ付波留築立候ハ
、御廻米積船、其外壳船等も難破船之愁ひ無之、御益筋ニも可相成儀ニ付

波留築立候積、善左衛門支配中より郡中身元之者江右入用出金之儀申請、
三左衛門儀も金貳拾兩差出候積、請書差出候儀ニ而波留築立之儀者當時取
調中ニ御座候得共同人儀右体種々奇特之取計仕候者ニ御座候間御褒美之
儀左ニ申上候

私当分御預所

同国鹿足郡畑ヶ迫村

銅山師

堀藤十郎

右藤十郎曾祖父藤十郎儀、川崎平右衛門支配之節天明三卯年凶作ニ付窮民
為救夫食米為買入○△、○差出金申付候処銀六拾貫目差出候ニ付夫食米買入△窮民江貸渡、代銀之儀寛政元酉年迄七ヶ年之間
追々ニ取立、都合三拾八貫目下ケ渡候処、極難之もの共者代金取立方出来
不申候ニ付殘銀貳拾貳貫目者藤十郎江利害之上差出切ニ為致候儀ニ而、祖
父藤十郎儀も上野四郎三郎支配之節文化二丑年中同郡日原村銅山師藤井
与兵衛と申合銀六拾貫目差出切ニいたし、右利銀を以石見国大森町より同
国郷田村迄道普請仕諸人助ニ相成、且元銀六拾貫目者後年郡中備銀ニ相
成、奇特之者共ニ付為御褒美銀拾米宛被下候旨牧備前守殿被仰渡候旨同五
辰年六月十四日小笠原和泉守申渡有之、其後文化七午年中諸国一統米穀下
直ニ付直段為引立困米被仰付候節銀拾貫目差出、猶又文政四巳年中関八州
早魃ニ而稲作不熟ニ付御取救被仰付候節為冥加米三拾石上納仕、扱又石見
国銀之儀連年不盛ニ相成、銀山師・堀子・下財ニ至迄必死与難渋ニおよひ
稼方差支候ニ付、大岡源右衛門支配之節利害之上同七申より戊迄三ヶ年ニ
銀百八拾貫目為差出稼方取計候処、銀山師其外之もの共無難ニ相続仕稼方
融通宜相成候ニ付、根本善左衛門支配之節天保六未年六月中、右之内九拾

貫目下ヶ遣し、残銀九拾貫目者當時融通銀ニ相成有之、一体先祖より身元相応ニ相暮年柄ニ寄米穀高直之節者時々相場ニ不拘近村々他領迄も安直段を以売渡、都而貧民を憐候取計毎度之儀ニ而先代松平周防守領分ニ相成候砌、右等之訳を以苗字帯刀格式差免有之、其後御料所ニ立戻候而も引付を以親子共帯刀御免被仰付候段、寛政四子年八月中松越中守殿御差図之趣を以其節之支配菅谷弥五郎申渡有之候儀ニ而当藤十郎儀も引続身元相応ニ相暮候得共聊奢ケ間敷儀等無之、質素儉約相守、居村者勿論近村々迄も窮民を勞り候儀ニ而既ニ六ヶ年以前去ル巳年違作之節も米拾石差出窮民江相施、其外難渋之もの共江米穀下直ニ売渡し遣間錢六百三拾八貫文余施ニ相成、且其節之支配根本善左衛門役所ニ而も村々窮民為救差出銀之儀利害有之候ニ付銀百貫目差出候処、同年十二月中元銀下ニ相成、猶又去々申年之儀者近来稀成凶作ニ而困窮之もの共極々難渋いたし候ニ付居村者勿論近村々窮民江米式拾三石余相施并米穀直段下直ニ売渡遣候間、間錢式千三拾三貫文余全施ニ相成候由、其上極貧之者者勿論乞食・非人等迄日々粥を焚為給、專窮民救方而已ニ心を用ひ罷在、私役所ニ而も窮民為救郡中身元相応之もの江差出金申付候処金百五拾兩差出切ニ仕候ニ付極難之もの江貸渡候儀ニ有之、扱又前書大浦湊波留築立入用之儀も金千兩差出候積請書差出候儀ニ而右体種々奇特之取計仕候ものニ御座候間御褒美之儀左ニ申上候

右之通三左衛門・藤十郎共一体貞実ニ而是迄種々奇特之取計いたし候者共ニ有之、殊ニ三左衛門儀者銀山師ニ而大森町年寄役相勤、藤十郎儀者銅山師ニ而、都而銀山師・銅山師往古より苗字相名乗、山稼一条ニ付而者旅行之節帯刀仕候仕来ニ有之、三左衛門儀者前書之通當時苗字御免之ものニ而、藤十郎儀者先代帯刀をも御免ニ相成候ものニ御座候間、以来三左衛門

儀者帯刀御免、藤十郎儀者苗字帯刀共御免被成下候ハ、兩人共難有奉存、猶々出精奇特之取計をも可仕、且石見国之儀者別而遠国故此後凶年之節窮民救方等之儀取調申上候而も往返日数相掛、急速之間ニ合申間敷、且者御時節柄之儀ニも御座候間可成丈拝借等之儀不申上救方之儀取計申度、然ル上者支配所内身元相応之もの共江差出米金等為致取計不申候而者離散退転者勿論、品ニ寄騷立候様成儀も出来可申哉難計、右体之節教諭仕候ハ、三左衛門・藤十郎を始重立候者共一同御仁慮之程をも厚相弁、窮民救方等之儀差はまり取計可申、其上郡中一体之響ニも相成、末々之もの共迄自ら善事を心懸ケ農業出精仕候様相成候得者公儀之御為者勿論村々平和ニ永續可仕儀ニ付別段之御評儀を以願之通苗字帯刀御免被成下候様奉願候、以上

戊二月

岩田鋏三郎

石見国大田南村与吉郎

苗字御免之儀奉願候書付

備後国上下村八郎右衛門

私御代官所

石見国安濃郡大田南村

年寄

与吉郎

右与吉郎祖父佐三郎儀、身元相応ニ相暮罷在候間諸人救ニもいたし度奇特之志を以年々作徳并商売利潤之内少々宛銀子除置候処、天明三卯・同四辰、

兩年石州村々凶作二而夫食差支候砌多分之米錢差出、飢難相救、同六年も違作二付其節之支配川崎平右衛門方二而出銀申付候処、銀八貫目差出、困窮村々江貸附為取続、其後寛政三亥年銀三貫目余差出、以来凶年御手当之備二も相成候様差上切二仕度段菅谷弥五郎支配之節申立候二付支配所村々江五分之利足二而拾ヶ年之間貸附利倍いたし、凶年之手当二仕候積、同人より申上候処奇特之儀二付為御褒美銀式枚被下置候段松伊豆守殿被仰渡候旨同九巳年中大岡源右衛門支配之節石川左近將監申渡有之、其外同郡大田北村往還板橋掛替之儀、前々御普請所二御座候処○佐三郎儀自分入用を以平右衛門支配之節天明元丑年中銀八貫式百目差出掛替いたし、別段銀拾貫五百目支配役所へ差出候二付年壹割之利足を以貸渡、掛替年より拾ヶ年之間修復相加、拾壹ヶ年目掛替之積取調相伺候処伺之通御下知相濟、其以來伺濟之趣を以取計罷在候儀二而、猶又寛政十二丑年三月中隣村大森町出火之節類焼人共江銀三百目施候由、其後与吉郎父忠太郎代二相成、上野四郎三郎支配之節文化七年中諸国一統米穀下直二付直段為引立囲米被仰付候二付銀壹貫九百目差出、猶又文政四巳年中関八州旱魃二而稻作不熟二付御取救被仰付候節為冥加米拾九石上納仕、同九戌年十一月中隣村大田北村出火之節類焼人共江米拾式石差遣、同十一子年違作之節も居村并近村々困窮之者共江錢式百貫文施候由、當時与吉郎儀も身元相応二相暮候得共聊奢ヶ間敷儀無之、質素儉約相守、居村者勿論、近村々迄も窮民を勞り專善事而已心掛罷在候処、天保三辰年隣村先市原村地内字椎木坂往還先年御普請後及大破通路難相成、諸人難儀いたし候二付、前書大森町熊谷三左衛門与申合修復仕候節も錢百貫文程差出候儀二有之、猶又石見国村々之儀者多分山附而已二而連々及困窮取続方も難渋仕候二付、根本善左衛門支配中村々二而登飼立候ハ、郡益二も可相成趣二而世話いたし候節も桑苗木式万本代金式拾五両差出并去々申年之儀者

近来稀成凶作二而困窮之者共極々難渋いたし候二付居村者勿論近村々窮民江米四拾石、錢五百貫文余差遣并米穀直段下直二壳渡遣候間、間錢千六百九貫文余全施二相成、其上極貧之者者勿論乞食・非人等迄日々粥を焚為給、窮民救方而已二精心を尽し候儀二而私役所二而も窮民為救郡中身元相応之者江差出金申付候処金百兩差出切二仕候二付極難之者江貸渡、其外及飢渴候もの共江近郷より米穀買入貸渡候節も代金之儀当分繰替申付候処早速差出候二付救方之取計も出来仕候儀二而、扱又私支配所同国邇摩郡之内大浦湊之義船掛相成かたく場所二付波留築立候ハ、御廻米積船、其外壳船等も難波船之愁ひ無之、御益筋二も可相成儀二付波留築立候積、善左衛門支配中より身元之もの江右入用出金之儀申談候処、与吉郎儀も金百式拾兩差出候積請書差出候儀二而波留築立之儀者當時取調中二御座候得共同人儀、右体精々奇特之取計仕候者二御座候間御褒美之儀左二申上候

私当分御預所

備後国甲怒郡上下村

百姓

八郎右衛門

右八郎右衛門祖父要七儀、身元相応二相暮常々窮民勞方二厚心を用ひ、其身元者質素儉約を專相守、年々持地耕作之余計并造醬油売出候利潤之内溜置困窮難渋之もの江米錢等施候儀二而、一体備後国之儀者元来薄地困窮地詰之土地柄故御年貢上納方等難儀仕候もの多分有之、実々御年貢納兼候もの江者無利足取替銀等いたし遣為相納候儀時々有之、先代八郎右衛門儀も同様奇特之志を請繼勞り罷在候処、大岡源右衛門支配之節去ル酉年格別之凶作二而備後国村々夫食二差支御年貢上納方及難渋離散退転およひ候も

の多く八郎右衛門儀歎ケ敷存、先代より兼而貯置候銀拾三貫目困窮難泐之者江無利足ニ而貸渡遣候故急難を相凌候者も不少由、且当八郎右衛門儀も慈愛之志至而深く、身元相応に相暮候得共聊奢ケ間敷儀無之、窮民救方等ニ専心を用ひ貯銀七貫目差出、前書拾三貫目江差加へ都合銀式拾貫目高ニいたし、且無利足ニ而貸渡候而者借請候もの共却而心弛ミ返濟方差滞可申も難計ニ付、右式拾貫目五朱之利付ニ而相對貸ニ仕、利銀之儀者役所より差出置鰥寡孤独之もの江割渡遣し度段申立、奇特之心得方ニ付、根本善左衛門支配之節去ル卯年中取調申上候処、奇特之儀ニ付為御褒美銀五枚被下置候段水出羽守殿被仰渡候段土方出雲守申渡有之、其外祖父代より当八郎右衛門ニ至り候而も引続居村困窮之もの夫食為備米式百俵宛年々冬中買入置、翌年ニ至り地相場引上候節下直ニ売払遣候故年々間銀之損失者多分之儀ニ候得共、困窮之者共之為を存、聊利欲ニ拘り候儀無之、將又去ル丑年中居村往還脇板橋及大破候ニ付銀壹貫六百目余差出掛替之儀取計候処、年来相立候故追々及大破候ニ付猶又此節先年之通り出銀いたし掛替之儀相願、其外居村者勿論他村義御料・私領与無差別道橋村普請等都而其所之為筋ニ相成候儀者多少ニ不限出銀いたし、困窮之もの共江者時々相応之施いたし候由、且根本善左衛門支配之節去ル文政四巳年違作ニ付支配所村々困窮之もの共為救出銀申付候処無利足五ヶ年賦之積を以銀拾貫目差出并去々申年之儀者近来稀成凶作ニ而困窮之もの共夫食ニ差支極々難泐仕詰候ニ付、去春中米穀払底ニ而格外高直之時節前書備米式百俵直段下直ニ売払候ニ付間錢九拾五貫文余全施ニ相成、其上極貧之者者勿論乞食・非人等迄日々粥を焚為給、窮民救方而已ニ精心を尽し候儀ニ而、且私役所ニ而も窮民為救郡中身元相応之者江差出銀申付候処銀拾式貫目差出切ニ仕候ニ付極難之者共江夫々救方取計遣候儀ニ而、右体違作之年柄故極貧之もの共

者御年貢上納も難出来嚴重取立候得者及潰候程之もの共も不少故、無抛右之もの共御年貢丈ヶ当分繰替納之儀申請候処多分之銀子早速繰替差出候ニ付漸御年貢も上納仕候儀ニ有之、右体種々奇特之取計仕候もの備後国村々ニ者別而稀成ものニ御座候間御褒美之儀左ニ申上候

右之通与吉郎・八郎右衛門共一体貞実ニ而祖父之代より引続是迄種々奇特之取計いたし候者共ニ御座候間為御褒美兩人とも苗字御免被成下候ハ、御仁慮之程をも厚相弁一同難有奉存、以来窮民救方等之儀別而差はまり取計可申、且私支配所之儀者別而遠国故此後凶年之節窮民救方等之儀取調申上候而も往還日数相掛急速之間ニ合申間敷、且者御時節柄之儀ニも御座候間可成丈拝借等之儀不申上、救方之儀取計申度、然ル上者支配所内身元相応之者共江差出米金等為致取計不申候而者離散・退転者勿論、品ニ寄騒立候様成儀も出来可申哉難計、右体之節教諭仕候ハ、与吉郎、八郎右衛門を始重立候もの共一同御仁慮之程を難有奉存、窮民救方等之儀差はまり取計可申、其上郡中一体之響ニ相成、末々之もの共迄自ら善事を以心掛農業出精仕候様相成候得者、公儀之御為者勿論村々平和ニ而永続可仕儀ニ付、別段之御評儀を以願之通兩人共苗字御免被成下候様奉願候、以上

戊二月

岩田鋏三郎

奇特者御賞賜之儀候間申上置候書付

岩田鋏三郎

私御代官所石見国佐摩村之内大森町年寄熊谷三左衛門、同国畑ヶ迫村銅山師堀藤十郎、同国大田南村年寄与吉郎、当分御預所備後国上下村百姓八郎右衛門、右四人之者共儀前々より品々奇特之取計仕候ものニ而去々申酉年凶作之節も多分之窮民取救、其外差出金等も仕格別之もの共ニ御座候間、

何卒御賞賜筋御座候様仕度并御年中窮民為救差出金仕候もの共是又相応

一、金八拾兩

之御褒美被下置候様仕度今般願書御勘定所江差出申候一件、石見国支配所

頭百姓
種藏

之儀者銀山其外山稼仕候もの多く多分之人別ニ御座候処、米穀少く毎度違

温泉津村

作之節者夫食差支及急難候、備後国の方者不一通困窮村々ニ付平年迎も御

百姓

年貢上納差支候村々多く別而凶作之砌者及難洪離散仕候ものも不少、殊ニ

宇右衛門

人氣も不穩場所ニ御座候処、大森陣屋江者三拾里余相隔居、両国共格別遠

馬路村

国之義ニ付凶年等之折柄窮民救方之儀取調申上候而も往返日数相懸り、急

年寄
義八郎

難之間ニ合申間敷、且者御時節柄之儀ニも御座候間可成丈ケ者拜借等之儀

大國村

不申上救方取計候様仕度、依而者身元相応之もの共江差出米金等為仕急速

頭百姓
重次郎

之救方取計不申候而者離散・退転も可仕、品ニ寄騒立候様成義難計奉存候

一、金五拾兩

間何卒今般取調申上候奇特之者共夫々御賞賜御座候ハ、以後右体之節者

同

勿論常々迎も御国恩冥加之程厚相弁、右三左衛門初重立候者共猶更奇特筋

一、金三拾兩

差はまり取計可申、且郡中一体之励ニも相成、末々之者共迄自ラ奇特筋心

宅野村
周五郎

掛ケ農業出精可仕与奉存候、委細之儀者願書ニ取調申上候間格別之御評義

同

を以願之通被仰付候様仕度此段申上置候、以上

一、金五拾兩

戊二月

岩田鋏三郎

茂右衛門
百姓
つま

石見国波積南村源左衛門外八拾八人御褒美之儀奉願書付

一、金三拾兩

私御代官所

静間村

石見国邇摩郡

一、金七拾兩

頭百姓

波積南村

作兵衛

庄屋

庄屋

源左衛門

一、金五拾兩

真一郎

西田村

一、金三拾兩

一、金六拾兩

庄屋

茂兵衛

私当分御預所

同国那賀郡

淺利村

年寄

又太郎

私代官所

備後国神石郡

中平村

庄屋

才右衛門

上野村

同

和作

井関村

同

忠兵衛

笹尾村

同

源右衛門

古川村

頭百姓

丈七

一、銀四百目

一、銀式百目

一、銀壹貫式百目

一、銀式百目

一、銀式貫目

一、銀式百目

一、銀式貫五百目

一、銀八百目

一、銀三貫目

一、銀三百目

一、金五拾兩

一、銀三貫目

私当分御預所

同国甲怒郡

上下村

頭百姓

長兵衛

同

六右衛門

同

惣七

同

丈兵衛

同

元右衛門

同

房次郎

同

延右衛門

百姓

貞吉

庄屋

淺右衛門

百姓

伊兵衛

頭百姓

一、銀式百目	同	長右衛門	一、銀三百目	年寄勤向
一、銀式百目	同	伝兵衛	一、銀三百目	同
一、銀式百目	同	庄兵衛	一、銀三百目	貞十
一、銀五百目	同	瀧次郎	一、銀三百目	西中条村百姓
一、銀百目	同	弁藏	一、銀三百目	為右衛門
一、銀五百目	頭百姓	碓右衛門	一、銀拾貫目	頭百姓
	年寄	為七		東吉
一、銀六百目	有 福村	頭百姓	一、銀式百目	同 国安那郡 山野村
		丈右衛門		庄屋
		順昌	一、銀五百目	茂一郎
		醫師		有田村
一、銀式百目		治助		庄屋
		頭百姓	一、銀六百目	五箇村
		小兵衛		頭百姓
一、銀式百五十拾目		年寄	一、銀五百目	茂左衛門
		要藏		福田村
		要藏		年寄
		庄七		同
		太兵衛		同
		民助		同

一、銀六百目

政五郎

一、銀百目

東中条村

百姓

嘉兵衛

一、銀百貳拾目

同 与一右衛門

一、銀貳百目

同 李三郎

金千貳百貳拾兩

合

銀四拾貫八百貳拾目

右者私御代官所。当分御預所、石見・備後国村々去々申年之儀、近来稀成凶作二而困窮之もの共者当日之夫食二も差支追々及飢、葛・蕨之根等堀取食物二仕相凌候得共、次第二堀尽し如何様共手段無之極々難渋罷在候由申之、追々救方之儀願出、難捨置二付前書名前之もの共呼出、精々利害之上差出金之儀申談候処、利害之趣承知仕書面之通差出候二付、夫々窮民江貸渡、追々返納為仕、永く窮民為救備金ニいたし、実々極貧ニ而返納相成兼候もの江者渡切之積取計、右之外ニも当分金子為繰替近郷より米穀買入飢人江貸渡救方取計候得共、多人數之儀何分ニも行届不申候二付前書之もの共銘々粥を焚為給、或者米穀下直ニ売渡遣し、貧民を勞り遣候二付郡中も自ら平和ニ相治、御年貢も漸上納皆済仕、乍難渋もケ成ニ取統罷在候儀ニ有之、且書面銀子ニ而差出候分者身上向も甚手薄之もの共ニ付差出銀も聊之儀ニ者御座候得共奇特之取計者同様之儀与奉存候間相当之御褒美被下置候様仕度、左候ハ、御仁慮之程をも厚相弁、一同難有奉存、以来窮民救

方等之儀差はまり取計可申、且私支配所之儀者別而遠国故、此後凶年之節窮民救方之儀取調申上候而も往返日數相掛急速之間ニ合申間敷、且者御時節柄ニも御座候間可成丈拝借等之儀不申上救方之儀取計申度、然ル上者支配所同身元相応之もの共江差出米金等為致取計不申候而者離散・退転者勿論品ニ寄騒立候様成儀も出来可申哉難計、右体之節教諭仕候ハ、前書之もの共者猶更之儀重立候もの共格別相励救方等之儀取計可申、其上郡中一体響ニも相成、末々之者共迄自ラ善事を心掛農業出精仕候様相成候得者公儀之御為者勿論村々平和ニ永續可仕儀ニ付別段之御評儀を以相当之御褒美被下置候様奉願候、以上

戊二月

岩田鋏三郎

史料2

目録番号4187

平安内密事

御心願一事元県令へ委細ニ貴君御深意之事共相話承り候処御勘定所より御廻し無之、何共今以沙汰無之旨被申聞候二付
此御廻しと申ハ御勘定所、御殿御勘定所、下之御勘定所与ニケ所有之、奉行衆・吟味役衆ハ御殿御勘定所之内ニ中座と申所ニ御詰合、御当番之取箇差出方掛りニ而取調之義ニ有之、奇特もの取調ハ下御勘定所御方吞込不申候而ハ御廻しニハ出兼申候、右掛りニ而取調奉行衆・吟味役衆へ御書面合い伺候ヲ御廻しと唱候、右御廻し済之上奉行衆・吟味役衆

御連名御老中方へ相伺候ヲ進達と唱、進達之上御右筆所にて猶御調有之候上御下知有之事ニ候

且又御廉直殊二年來奇特之廉々御頼筋有之、其上元支配之事ニ付何卒此度成就いたし度旨厚く相話候処、下より持出無之ヲ組頭より伺候事也上より奉行衆・吟味役衆之事也誘引之事ハ何分出来兼候ニ付、廻しニ成候ハ、相含被居候旨被申候間差出方御勘定方へ出、何となく様子承り候処、申年凶作已來奇特之もの御賞頼候御代官向より申立有之候へ共、申立通ニハ兎角成兼候与被申候、仍而得と相考候処再三支配御代官より申立有之候ハ、御廻し出候様ニも可相成哉と奉存候、御廻しニ出候ハ、根印厚相含被居候間、速ニ進達相成候様可相成、其上ニ而御右筆所之処ハ野子駈歩行何と敷取計も可有之哉ニ御座候、何分初発之所ハ御代官申立が肝要ニ御座候、申立強弱ニ寄御廻し出候遅速ニ拘り申候、御勘定方へ野生杯より嚴敷申立候而ハ支配ヲ差越候筋ニ候間、御工夫之上支配より再三嚴敷申立候様御取計有之度候

五月十五日

史料3

目錄番号4187

当五月十九日付之御状六月廿四日相達拜見仕候、嚴暑之節御座候へ共御揃御清福奉賀候、隨而幣家一同無事御放意可被下候、其後ハ意外之御疎遠罷過背本意候、御宥恕可被下候、殊ニ例之好物煙草并有茸沢山ニ御投与不淺と奉大謝候

一、御内願之一義御勘定所へ内密相探候処最初岩田様より之書上ハ當時沈ミ相成居候趣ニ相聞候間、最初より之手続を始、當時迄之義此節再御書上有之、右写御添、岩田殿より根本へ右之通書上候間、已前御支配ニ

も有之宜御含有之候様いたし度旨御文通有之候ハ、根本より其筋へ右之趣書上有之候由、右ハケ様之人物ニ付、進達取調候方可然旨声掛り有之候ハ、早々取調ニも相成可申哉、諸々より種々さまざま之書上数多有之、容易ニハ取調候様ニハ参り兼、兎角沈ミ反古同様相成候ものニ付右之通ニもいたし候方可然奉存候、尤吟味役より声掛り等ハ不容易事ニ候へ共岩田殿前文之趣ニ被取計候ハ、野生より猶又得と執成候様可致奉存候、其上ニ而御勘定所掛り并其上之方へハ夫々野生手筋も有之候間、先ツ右糸口之所能程ニ御取計御座候様奉存候

一、三九丈よりも御拜書忝、今便御返書間ニ合兼申候、宜御伝可被下候一、野生義も常陸・下総国作検見為御用御勘定方一同被差遣、廻村并品々御用等相嵩、彼是多忙御無沙汰申上候、御宥恕可被下候

一、当時場所替天狗評も無之候へ共、岸本・林大病、其外ニハ転役など、申下評之向も有之候間、来春ハ余程入狂も可有之存候

右ハ繁多ニ付用事而已燈下ニ認早々如斯御座候、此段忝く期後候、頓首

極月十九日

雲菴

夢齋公

尚々御家内方へも宜相願申候、母妻宜申上候、以上